

平成30年第3回定例会環境生活委員会会議録

平成30年9月19日
午前10時～午前11時34分
全員協議会室

出席者氏名

石引 礼穂	委員長	久米原孝子	副委員長
伊藤 悦子	委員	後藤 光秀	委員
糸賀 淳	委員	油原 信義	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	齊田 典祥
産業経済部長	宮川 崇	都市整備部長	宮本 孝一
市民窓口課長	川村 昭	税務課長	渡邊 正一
納税課長	中村 兼次	コミュニティ推進課長	大徳 均
交通防犯課長	木村 博貴	商工観光課長	佐藤 昌一
農業政策課長	菅沼 秀之	農業委員会事務局長	中島 史順
環境対策課長	富塚 健二	企業立地推進課長	永井 悟
都市計画課長	清宮 恒之	道路整備課長	油原 一彦
下水道課長	大貫 勝彦	都市施設課長	廣瀬 清司
商工観光課長補佐	秋山 正典 (書記)		

事務局

主 幹 吉永 健男 主 幹 深沢伸一郎

議 題

- 議案第4号 龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第5号 工事請負契約について
(30国補佐貫排水ポンプ場改築工事(機械設備))
- 議案第6号 工事請負契約について
(30国補佐貫排水ポンプ場改築工事(電気設備))
- 議案第16号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項
- 議案第18号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第23号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第1号)
- 報告第1号 専決処分承認を求めることについて
(龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)
- 平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の間隙の早急な対策を求める陳情書

石引委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第16号の所管事項、議案第18号、議案第19号、議案第23号、報告第1号、平成30年陳情第1号の9案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第4号 龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

それでは、議案書の6ページをお開きください。

議案第4号 龍ヶ崎市市街地活力センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてです。

市街地活力センター「まいん」は平成30年9月30日をもってこれまで行っておりましたマンガ図書館及びインターネットコーナーの業務を終了し、10月1日からは休館とし、市民へのマンガ本の無料の配布や館内の整理を行い、10月31日をもって閉館をしたいと考えております。このため、条例の廃止につきましては付則1のとおり平成30年11月1日を施行日とするものであります。あわせまして、当施設を重要な施設として定めております付則2の重要な公の施設及び特に重要な施設に関する条例別表中第12号を削除し、各号を1つつ繰り上げる改正を行うものでございます。

説明については以上です。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

来館者が約6万人いたところが平成29年度で約3万5,000人になったということと、来館者のアンケートをした結果、閉館することになったというんですけれども、このアンケートのことにいってなんですけれども、改めてお聞きしたいと思います、その回答者数とその期間とそのアンケートをとったそのエリア、また年代についてお伺いをします。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

龍ヶ崎市市街地活力センター「まいん」来館者状況につきましては、昨年10月19日から11月19日までの間で13日間、こちらで来館する方の前後の行動等をメインにして調査いたしました。回答者数は39でございました。あと、どこからお越しになったのかとか年代別ということでございますので、まず、お越しになっているお客様の住所地です。こちらについてお答えいたしますと、大きく市内からお越しの方が71.8%、市外からお越しの方が28.2%でございました。また、市内からの来館者の方で71.8%のうち一番多かったのは龍ヶ崎市街地、こちらが23.8%、続いて佐貫地区10.26%でございました。年代別に見ますと、一番多いのが50代の方、28.2%と一番多く、続いて40代の方が20.5%となっております。

以上です。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員

とった人数は39名ということで、非常に少ないと思うんです。その辺はそういうふうに感じます。動向を見るからということでしょうけれども、3万5,000人が来館しているということですし、その点ではこの人数にしたというところの理由をお伺いします。

石引委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

「まいん」につきましては、先ほど議員からお話がありましたように平成13年、オープンの次の年です。2年目に6万8,772人というご利用がありました。しかし、この年をピークに減少傾向にありまして、平成29年度、3万5,661人でピーク時の51.8%、特にやはりインターネットコーナー、こちらのコーナーにつきましては、やはりスマートフォンなどの携帯端末の普及に伴いましてピーク時の17%程度となっております、一段と利用者の減少と固定化というものは進んでいると分析しておりました。このことから商工観光課でも市街地活性化を目的とする「まいん」の利活用について検討を進めておりましたが、前に議会でもお答えしましたとおり、昨年度、市の方針としてここをスポーツ健康づくりの拠点として位置づけ、活用することとなったため「まいん」閉館ということで粛々と進めておるところでございます。

以上です。

石引委員長
伊藤委員。

伊藤委員

すみません、今のお話は以前にも聞いたんですけれども、何で10月19日から11月19日までアンケートをとって、そのうち39人にしか当たらなかったのかなということについてわかったら教えてください。

石引委員長
佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

こちらの調査は、「まいん」の閉館を前提とした調査ではございませんで、「まいん」市街地活性化の利活用に使うデータとしてデータをとりました。そういう経過がございます。これがまず1点でございます。

もう1点が39人だったということでございますが、こちらは13日間、1カ月間のうちの13日間をピックアップしまして、その中でまたお答えできる方、いわゆる来館者全てにお答えをいただいたものではなく、抜粋してご協力をいただいた方のみのデータでございます。

以上です。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

データのとり方はわかりました。

それで、子どもの利用状況というのがわかったら教えてください。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

先ほどの同じ調査でございますが、年代別ということで10代の方が約12%程度おります。ただし、期間が10月、11月ということでございます。一般論として申し上げますと、やはりお子様ですから学校がございまして、「まいん」の子どもが多くなる時期というのは夏休み、冬休み等の学校が長期休業になる、このときが多いというふうに感じております。以上です。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、私はこのことについて、やはり子どもも使っているということもありますし、アンケートをとったという数についても、要するに「まいん」がなくなる前提ではなくて、活用の方向についてということでもありますので、本当に市民にとってここが重要かどうかという見きわめがちょっと曖昧だなというふうに感じているところです。それでしかも、3万5,000人、現在まだ使っているんですね。そうしますと、この3万5,000人、ほかのこの公共施設で使っているところを見てみましても、コミュニティセンターのところが一番使っているのが3万3,000人なんです。このことを考えても、市民にとって、やはりきちんとした市民の意見を聞いていないのではないかとこのことを考えまして、この条例案の廃止については反対いたします。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 工事請負契約について（30国補佐貫排水ポンプ場改築工事（機械設備））及び議案第6号 工事請負契約について（30国補佐貫排水ポンプ場改築工

事（電気設備）の2案件については、いずれも佐貫排水ポンプ場の改築工事にかかわるものですので、一括して説明を受け、審査を行い採決は別々に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案第5号、工事請負契約についてでございます。議案第5号は、佐貫排水ポンプ場改築工事の機械設備工事でございます。契約金額5億5,296万円となっております。契約の相手方は第一テクノ増川特定建設工事共同企業体でございます。

議案第6号、佐貫排水ポンプ場改築工事、電気設備工事でございます。こちらにつきまして契約金額は3億672万円でございます。契約の相手方につきましては、第一テクノ関東特定建設工事共同企業体となります。

議案第5号の佐貫排水ポンプ場機械設備の内容でございます。現在の大型ポンプを4台設置しておりますが、そのうち標準耐用年数の20年を大きく超え、30年以上稼働している2台のポンプ及び駆動用ディーゼルエンジン関連機器の更新を行うものでございます。

次に、議案第6号の佐貫排水ポンプ場電気設備の内容でございます。機械設備にて更新を行うポンプ、エンジンに係る電気設備関係及びポンプと同様に標準耐用年数を超えております受変電設備、自家発電設備、特殊電源設備、運転操作設備、計装設備、監視設備などの更新を行うものでございます。

以上です。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別がないようですので採決いたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案第16号、龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,732万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億2,642万8,000円とするほか、継続費の補正、地方債の補正を行うものでございます。

5ページをお開きください。

地方債補正の変更の表の1段目でございます。地方道路等整備事業でございます。これ

は起債限度額を変更するもので、国庫補助金の確定に伴い、減額1,700万円と道路事業の補償費の増額300万円に伴うもので、その財源として充当率90%の起債を充てるものでございます。1,800万円の増でございます。

次に2段目、排水路整備事業でございます。こちらでも起債の限度額を変更するもので、増額の理由は江川護岸工事費の増額750万円によるもので、その財源として充当率75%の起債を充てるものでございます。560万円の増でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

宮川産業経済部長

歳入でございます。13使用料及び手数料です。5の農林水産業使用料、たつのご産直市場使用料245万6,000円の増です。これは、たつのご産直市場の売上げが当初の見込み額より順調に推移しているため、使用料を増額とするものでございます。

宮本都市整備部長

続きまして、国庫支出金、ページの中ほどでございます。土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金（道路整備分）でございます。こちらにつきましては、国庫補助金の確定のための減額となります。

次のページをお開きください。

宮川産業経済部長

17寄附金です。ふるさと龍ヶ崎応援寄附金1,260万7,000円です。これは、企業、団体、市民などで組織されましたWe Love 龍ヶ崎未来委員会からJR常磐線佐貫駅の駅名を龍ヶ崎市駅に改修する本市の取り組みに賛同し、これまで募ってきました募金1,260万6,534円の寄附の申し出がございました。当市では当該寄附をふるさと龍ヶ崎応援寄附金として受け入れるものです。

宮本都市整備部長

続きまして市債でございます。道路橋梁債と河川債でございます。地方道路等整備事業債、排水路整備事業債です。こちらは、地方債第3表のほうで説明したとおりとなります。

続きまして、14、15ページをお開きください。

歳出予算になります。総務費、総務管理費、出張所費になります。東部出張所管理運営費の報酬及び旅費についてでございます。これは、東部出張所の業務補助といたしまして一般非常勤職員を1名増員し、従前の3人体制から4人体制とするための経費でございます。

続きましてその下、市民窓口ステーション管理運営費の報酬及び賃金並びに旅費についてでございます。これは、一般非常勤職員の産前産後休暇及び育児休暇の取得に伴います報酬などの減額及び代替職員1名を雇用するための経費でございます。

続きましてその下、地域振興費、市民交流プラザ管理運営費の報酬及び旅費についてでございます。これは、館長職の雇用に当たりまして再任用職員から嘱託職員に変更になったことに伴う経費の計上でございます。

その下、コミュニティセンター費、コミュニティセンター管理費の工事請負費でございます。これは、久保台と龍ヶ崎西コミュニティセンターの空調機更新工事の入札に当たり、金額の折り合いがつかなかったことから設計額を見直し、当初予算の工事費に上乗せするものでございます。

その下、職員給与費（交通安全）でございます。これは、交通防犯課、交通政策グループ職員の4月の人事異動に伴います職員配置の確定によるものでございます。

宮川産業経済部長

その下、14基金費でございます。みらい育成基金費です。これは、歳入で先ほど説明いたしましたWe Love 龍ヶ崎未来委員会から寄附金1,260万6,534円をみらい育成基金に積み立てるものです。

齊田市民生活部長

続きまして、一番下の表でございます。総務費、徴税費、税務総務費の職員給与費（徴税）でございます。これは、税務課、納税課職員の人事異動に伴います職員配置の確定によるものでございます。

続きまして、その下、税務事務費の旅費及び委託料になります。これは、一般非常勤職員の通勤距離変更によります通勤手当の増額と納税推奨看板の作成に係る費用でございます。

続いてその下、賦課徴収費の徴収事務費の報酬、賃金、旅費についてでございます。これは、一般非常勤職員の退職分を臨時職員の雇用により充足する経費でございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

一番上、戸籍住民基本台帳費になります。職員給与費（戸籍住民）でございます。これは、市民窓口課本庁職員の人事異動に伴います職員配置の確定によるものでございます。

その下、住民記録等証明事務費の賃金についてでございます。これは、再任用職員の退職した部分を臨時職員雇用により充足するための経費でございます。

宮川産業経済部長

その下、総務費、統計調査総務費です。職員給与費（統計調査）、これも職員配置の確定によるものでございます。

22、23ページをお開きください。

3の環境衛生費です。環境行政推進費です。これは、4月の人事配置の確定に伴い、5月より臨時職員1名について一般職非常勤としたことから報酬等について、所管課が人事課から環境対策課になります。そのことから予算のつけかえをするものでございます。

その下の不法投棄対策事業です。これにつきましては今年度になりまして悪質な不法投棄や不適正残土埋め立て事案が発生いたしました。これを受けまして指導体制の強化を図るため、不法投棄等対策嘱託員を雇用したところです。

なお、緊急を要しましたので9月までは予備費で対応いたしました。今回は10月以降の報酬を計上したものでございます。

その下の公害対策費、職員給与費（公害対策）は、職員配置の確定によるものでございます。

続いて4の衛生費、1清掃総務費、職員給与費（清掃）です。これも職員配置の確定によるものでございます。

その下、6の農林水産業費の農業委員会費及び2の農業総務費の職員給与費（農業委員会）及び職員給与費（農業総務）、これはどちらも職員配置の確定によるものでございます。

続きまして、その下の農業振興費、農業振興事業でございます。これは、畑作農業の活性化などを目的に認定農業者及び認定の新規就農者、たつこの産直市場の出荷者などを対象といたしまして、農業用機械等の導入に関する経費の一部について市独自で助成を行う新規事業でございます。補助率は補助対象事業費の3分の1以内で、上限が100万円でございます。

なお、新規の認定就農者につきましては補助対象事業費の2分の1以内で、上限を200万円としております。

続きまして、その下、たつこの産直市場管理運営費です。これは、需用費といたしまし

て販売促進のためのイベント開催時に係る消耗品や、施設案内リーフレット作成のための印刷製本費及び不足が見込まれます電気代として102万2,000円を計上しております。役務費はイベント啓発の新聞折り込みや出荷者との農産物等の調整による電話代の不足分といたしまして22万円を計上しております。備品購入費としましては店内及び店外に防犯カメラを設置する費用として計上をしたものでございます。

その下の農地費です。職員給与費（農地），これは職員配置の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

宮本都市整備部長

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。これは、農業集落排水事業債の元金と利子の増減及び職員給与費の減額分を調整するため、一般会計から繰り出すものでございます。

宮川産業経済部長

その下、6水田営農活性化対策費、生産調整推進対策事業でございます。これは水田の転作作物の作付状況に応じまして生産調整推進対策事業、転作定着化促進事業、加工用米集荷促進事業の補助金、それぞれの決算見込みを算出したしまして補正を行うものでございます。マイナス220万3,000円でございます。

続きまして、7商工費です。商工総務費、職員給与費（商工総務費），これは職員配置の確定によるものです。

その下です。商工業振興費です。工業団地拡張事業特別会計繰出金です。マイナス671万円です。これは、工業団地拡張特別会計を職員配置の確定に伴い減額したことに伴いまして繰出金についても減額をするものでございます。

その下のまいん管理運営費416万7,000円です。報酬につきましては、閉館に伴う本の整理や再利用等に時間を要することや、嘱託職員有給休暇取得の際の職員補充分ということで、施設管理嘱託員の報酬52万7,000円を増額するものでございます。工事請負費364万円につきましてはフェンスの倒壊事故を受けての緊急点検を行いました。その結果、危険性が認められました「まいん」のブロック塀を改修するものでございます。

その下の観光費です。職員給与費（観光物産）は職員の配置の確定によるものです。

その下の観光物産事業です。龍ヶ崎市観光物産協会への交付金です。観光PRイベント等の開催事業といたしまして、竜K O I舞祭の開催を見送ったことによる20万円の減額と新たに般若院のシダレザクラのライトアップ事業の期間延長のための事業費31万4,000円の増額をするもので、差額の11万4,000円を増額補正するものであります。また、その下のアンバサダー運用事業は任期満了に伴うアンバサダーの任用を2名から3名に増員したことによる報酬など、32万円の増額補正をするものであります。

宮本都市整備部長

続きまして、土木費、土木総務費でございます。職員給与費（土木総務），（営繕），こちらも人事異動に伴う人員の確定に伴う変更でございます。

続きまして一番下、建築指導費でございます。職員給与費（建築指導），こちらも人員の確定に伴う変更でございます。

次のページをお開きください。

続きまして、一番上、地籍調査費です。こちら、職員給与費，こちらも人事異動に伴う人員の確定に伴う変更でございます。

続きまして、2番目の表、土木費の道路橋梁総務費でございます。こちら、職員給与，こちらも人事異動に伴う人員の確定によるものでございます。

続きまして、道路新設改良費，職員給与費，こちらについても人員の確定による変更で

ございます。

その下、市道第3-113号線整備事業でございます。こちら、板橋地区における道路拡幅事業に伴います電柱及び電線の張りかえの位置の確定により、額が決定したための補正でございます。

続きまして、土木費、排水路整備費、職員給与（河川）、こちらも人事異動に伴うものの変更でございます。

その下、排水路整備事業、工事請負費、川崎町護岸改修工事でございます。こちらにつきましては、護岸工事を実施しようとする河川敷の地盤がボウリング調査の結果、かなりかたいということで、鋼鉄製の矢板を打ち込む工法の変更を見直した分の増額となります。

続きまして、土木費の一番下の表です。都市計画総務費でございます。職員給与、こちらも人事異動に伴う変更でございます。

その下、街路事業費、職員給与費、こちらも人事異動によるものでございます。

その下の公共下水道費でございます。公共下水道事業特別会計繰出金です。これが交付金事業債の増減及び職員給与の増減分並びに公共下水道事業債の元金と利子の増減分を調整するため、一般会計から繰り出すものでございます。

その下、公園費、職員給与（公園管理）です。こちらも人員の確定による変更でございます。

次のページをお開きください。

2つ目の表、住宅管理費でございます。職員給与（住宅）でございます。こちらも人員の確定による変更でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わりにいたします。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

25ページ、観光物産事業01070900なんですけれども、この観光PRイベントと開催事業なんです、桜のライトアップをするということなんですけれども、すごく桜のライトアップってきれいで私、賛成できるんですけれども、ただ、場所的に駐車場がすごく少なくてその辺で心配をしているんですけれども、その辺はどんな対応を考えているのかお伺いします。

石引委員長

佐藤商工観光課長

駐車場の件でございますが、ホームページ等では桜の時期、やはり根町地区が渋滞するというのもございますので、ホームページとかご案内につきましては龍ヶ崎市役所の駐車場をご利用くださいということで出しております。市役所から立て看板等によって般若院までの道案内をするような形をとっております。加えまして、（仮称）撞舞広場、こちらが般若院の近くでございますので、昨年はこちらをその桜の時期に合わせて臨時の駐車場として使わせていただいております、苦情のほうは大分減ったというか、去年はございませんでした。

以上です。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

よかったです。以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

23ページ、農林振興事業で畑作農業ステップアップ支援事業、もう少しちょっと具体的にご説明いただきたい。

石引委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

こちらにつきましては、たつこの産直市場の整備やブランド農産物の制度を基本とした市の畑作農業を活性化させるために露地栽培や施設栽培について双方の観点から市独自に農業用機械とか施設などを導入するための支援を実施するものです。対象者としましては新規農業者や先ほども言いましたが認定農業者、そのほかたつこの産直市場に納めている方を対象としております。

続きまして、事業内容といたしましては農業用機械、トラクターとか播種機、移植機、こちら辺とあとパイプハウス等の新設やビニールの張りかえなどを想定しています。一応汎用性の高いもの、軽トラックとかフォークリフトは対象外にしております。補助事業につきましては先ほどお話ししたとおりで、対象者は3分の1以内の上限100万円、市認定新規就農者については2分の1以内の上限200万円を限度ということで予定しております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

結構な制度だと思えますけれども、前々からちょっと私、所管にお話をさせていただいておるのは、基本的に畑作での新規とか認定とかたつこの産直市場へ入れている方とかいう対象だということですけども、これをもっと要望として広げて、要するに大規模農業とか法人とか営農組合とか、大規模農家、何町歩以上をいうのかはわかりませんが、そういう人たちは基本的には国から市を経由してそのまま2分の1補助とか、大型機械を購入するにしてもそれなりの助成策というはあるんですけども、中規模農家とか小規模農家とかいうのか、五、六町やっているとか、基本的には田んぼの場合なんかは五、六町でもなかなか機械が古くなったから買うというようなこともあれですけども、現実的にはやはりトラクターを買ったりとか米の云々という小機器を買ったりとか、そうするとやはりそういう人たちはそれなりの申請をしても、やはり大規模農家に全て対象として、そちらに優先的に行ってしまう。そこに中間の人らが何人ぐらい、要するに農業をやろうという人らですよね、機械を買ってやるというのは。ですから、やはりそういう人たちのための、やはり支援策というのを考えていただきたいなど。やはり、5町、6町だって頑張ろうという人は、やはり応援してあげないといけないだろうというふうに思いますので、そういう意味では水田耕作も含めて、機械の購入等々について、やはり支援策をもう少し広げていただきたいなというふうに思いますので、一つ今後転機をしていただきたいというふうに思います。

続いているですか。

25ページで、今伊藤議員が質問しましたけれども、般若院の桜、シダレザクラのライトアップです。質疑で私、聞き間違えたかどうか、この説明で桜まつりとか駅前イルミネーション等というような説明はなかったですか。そうですか、私の勘違いで。般若院のシダレザクラのライトアップの時期はいつなんでしょうか。

石引委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

般若院のシダレザクラのライトアップの時期についてでございます。もうご存知かと思えますけれども、例年3月中旬から下旬にかけて土日の2日間、市の職員がライトアップをしてきました。この今回の補正の理由ですが、大変お客様からも好評でございますので、その開花時期に合わせて一週間程度ライトアップをしようということで考えております。桜の時期ですから、すみません、時期は先ほど申しあげました3月中旬から下旬、一般の桜よりも一週間程度早いという認識を持っております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

4月にまとまるのかなと思って、年度内事業でよかったです。

それから、27ページです。排水路整備事業です。護岸改修工事の工法等の変更で増額だということであります。3割ぐらい増額ですよ。2,700万円が当初でしょうから。2,500万円ですか、もっとですね。750万円の増額でしょうから。これは護岸工事というのは基本的には事前調査とか設計をしていく中で、やはりサウンディングなりボウリングなり地質の調査等々をやりながら工法を決定していくのであって、事前のやはり調査が足りないんだろうと。変更はやむを得ないとは思いますが、やはり契約を考えるとやはり増額変更というのは好ましくない。掘ってみたら何か出てきちゃったからというようなことならわかりますけれども、やはり工法の変更というのは当初の設計時の調査不足なんだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

石引委員長

大貫下水道課長。

大貫下水道課長

この工事につきましては昨年度実施設計等を行いまして、その中でいろいろ検討していたんですが、当初予算におきましては施工日数の短縮等による経費削減を狙いまして、幅広型の矢板を採用する予定で当初予算には計上いたしました。その後、具体的な実施設計、地質解析の結果がまとまりまして、それでさらに検討した結果、オーガ併用に工法変更という結果に至ったものでございます。工事につきましては、冬場の渇水期を狙っての施工を目指しておりましたので、まだ発注しておりませんので、今回補正を認めていただければ、追加のお金を当初予算と足しまして、適正な工事費を確保いたした上で発注してまいりたいと考えております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

わかりました。もう、契約をされていてその後に変更というふうに理解したので、よくわかりました。

終わります。

石引委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

すみません、23ページの上から3つです。不法投棄対策事業についてです。先ほどご説明の中で悪質な不法投棄ですとか残土の埋め立てですとかそういったものが通報されて、多く寄せられているので強化していくというようなご説明だったと思うんですけども、現在まで、これは嘱託員の報酬なんですか。10月以降からこの予算をつけるということだったと思うんですけども、現在までの対応と10月以降の対応というのは何か変わるのかというのと、どういった対応をされているのかというのをちょっと中身を教えてください。

石引委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

嘱託員1名につきましては、今年3月に茨城県警を退職した元警察官1名を雇用しているところがございます。7月1日から雇用を開始いたしております。7月、8月、9月分につきましては予備費のほうを流用しておりますので、補正予算では10月以降、年度内いっぱい予算を計上したところがございます。雇用の形態は変更はないということでご理解いただければと思います。現在の状況ですが、不適正残土案件につきまして茨城県の廃棄物対策課並びに竜ヶ崎警察署生活安全課のほうと協議をしております。指導等を行っている状況でございます。

以上です。

石引委員長

後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。富塚課長にもこの件についてちょうど夏に私からもご意見を言わせていただいたと思うんですけども、覚えていますよね。実際、単刀直入にお聞きしますけれども、現在その強化というふうなところだったと思うんですが、何件ぐらいあるのか、不法投棄ですとかこういった残土の埋め立てですとか、何件ぐらいあるか、どう把握されているかをお聞かせください。

石引委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

現在の不法投棄事案の案件でございますが、主だったものに関しましては4件程度ございます。細かいものが数件ございますが、主だったものは4件程度でございます。継続している案件もございます。今回強化するに至った事案につきましては、今年6月ごろか

ら行為者等の威圧等が始まった案件がございまして、急遽対応を行ったという状況でございます。

以上です。

石引委員長
後藤委員。

後藤委員

ありがとうございます。

今年の夏に相談させていただいたところなんですけれども、ちょうど龍ヶ崎市のニュータウンのすき家とマックの交差点があるじゃないですか、あれをセンチュリーの方面、牛久方面に真っすぐ行って、下に真っすぐ行って、エッソのところの交差点をまた牛久方面に行くじゃないですか。そうすると、右手にセブンイレブンがあって、左手にローソンがある交差点があるんですが、それを右折していくとちょうど猛禽屋の通り、ザ・ゴルフクラブ龍ヶ崎でしたっけ、あのゴルフ場の通りです。その右側に残土を埋め立てしている人たちがいると。さらにそこを真っすぐ行って、つくばの里工業団地のほうです。つくばの里工業団地の手前のちょうど拡張事業のところの手前なんですけれども、その右側にも残土を埋め立てしているというご意見が私のところに2件、今年の夏だけでありました。その辺の話を強化してくださいといったところでご相談をさせていただいたと思うんですが、現在そこってどうなっているかってご存知でしょうか。

ちなみに、いまだに継続して残土を埋め立てしているというふうに私は聞いています。なので、どういった強化をしているのかとか、どういった対策をしているのか。実際中身だと思えます。この元警察官の方1名の対策かもしれませんが、実際いつ、どの時間帯、どういったときに残土が埋められているのかというのはご存知でしょうか。ちなみに、なぜそれを申したいかと言いますと、この囑託員の元警察官の方の対応として、平日動いているんですか。ちょっと聞かせてもらっていいですか。

石引委員長
富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

囑託員の勤務につきましては、週一日、原則として水曜日の雇用をしておりますが、状況によっては曜日を変えたり、パトロールの必要性がある場合には早朝等にパトロールしていただいているというような状況もございます。

以上です。

石引委員長
後藤委員。

後藤委員

すみません、なぜそれをお聞きしたかと申しますと、この私のところに2件ご意見をいただいた方から聞いた方って、どちらも違う方なんですけれども、平日残土を堂々と捨てているぞ。しかも、市役所は職員が働く前の早朝だぞと。それが1点と、もう一人の方から聞いたのでは土日やっているよと言っていました。そういったところの対策事業なので、ぜひ、そういったところも含まれて、本当に強化しなければこれは絶対なくなると思うんです。言い方が悪いかもしれないですけども、多分龍ヶ崎の警備体制がなめられていると思います。なので、その辺をしっかりと警察とも協議、指導に当たっているというふうな話だったと思うんですが、もうこれは厳しく阻止するような内容にさせていただかな

いと、形だけ、予算だけを取っていても市民からすれば多分思うと思うし、同じ業者さんからすればこんなじゃ変わらないじゃんと思うと思うんです。なので、ぜひ、しっかりと強化していただけますよう、要望とさせていただきます。

石引委員長

ほかにありませんか。

油原委員。

油原委員

関連です。残土条例で許可とっているんじゃないの。それから、やはり警察というのは不法投棄というのは夜間だって上からだってやっているから、今は非常に厳しいですよ。多分言っているのはあのダンプが年中ゴルフ場の反対側を入れていくところだと思うんですけれども、その辺は許可をとっているのかどうかです。

石引委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

今お話が上がりました2案件につきましては、許可をとらずに行為を行っているということでございます。市のほうでも立ち入りを行っておりまして、指導文書の執行等を行っている状況もございます。土に関しましては基本的には市の条例違反ということでございますので、茨城県警の考え方としましては、産業廃棄物の不法投棄とかということであれば県の所管でございますが、あくまでも市の条例違反ということで指導あるいは発生元の調査、行為者の特定等の積み上げをもとに市のほうからの告発を受けた後に警察では捜査に入るとということでございますので、残土事案についての本格的な捜査についてまだ至っていないという状況でございますが、道路交通法による過積載の取り締まりでありますとか、車両の不法改造による交通違反というところの対応は行っているというふうに聞いております。

以上です。

石引委員長

油原委員。

油原委員

後藤委員が言ったように、諸手続をやって警察の力を入れないと、私はだめだと思います。早くそういう手続をとったらよろしいかと思えます。

石引委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員。

鴻巣委員

同じ案件になっちゃうけれども、やはりこれ本当に63万5,000円なんて言わないで何人かもっと頼んだりして厳しくやらないと。残土条例は前、議員提案で俺もつくった立場なんだけれども、その後また執行部から改正が出てたりしてやったけど、やはりやり得になっちゃうんだよね。捕まえるころはもう終わっちゃうし、だからこれ、本当にこういうのはもう少し予算をつけてもいいから、本当にうまく、さっき過積載だ何だと言っていたけれども、その前が交通のほうでも取り締まり等があればやったりして、打ち合わせを密に

して本当に警察とやってもらわないと。結局何カ所も貝原塚はやられているのに、もうやり逃げというか、やってそのまま行かれちゃうので、何とかまい方法を見つけてもらって、これは相手もきっと恐らくプロだろうから、あちこちでやってきている人らだろうと思うんだけど、何とかまい方法を見つけて、それから予算ももう少しつけて、何か頼める人がいたら警察のOBと言っていましたけど頼んでやってください。お願いします。それは要望として。見えるところなんで、見ていると何か随分動いているねって苦情がいっぱい来るんで、何とかお願いします。

それと続けていいですか。

ちょっと所管が違っちゃうと思うんだけど、ふるさと応援基金で1,200万円、随分集まったというのか集まらなかったというのか、見方によっていろいろ違うとは思いますが、この案件、我々も何人かに寄附してくれよとかとやった覚えがあるんだけど、そうするとふるさと納税のほうでやるからという控除にならないし、税金の戻りがないからというので、そういうのが結構あったので、これから仮に福祉課はもちろん違うとは思いますが、駅名変えたり何かするときもふるさと納税のほうからも、本当に半分以上やはり使ってほしいなと思って。幾らかかるか、まだ細かい積算は出ていないんでしょうけれども、億単位でふるさと納税のほうからも俺は出すべきだと思うんですけども、ちょっと所管は違うけれども、市長の考えだけお願いします。

石引委員長
中山市長。

中山市長

ありがとうございます。ふるさと納税の駅名改称事業に対してという納税項目もありますので、その分に関しては当然ありがたく、駅名改称の費用に充てていくことになると思います。やはりふるさと納税の活用も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

石引委員長
鴻巣委員。

鴻巣委員

余り高いとかなんとかいろいろ言われるし、もちろん反対している人は最後まで反対だからね、別にそんなの気にすることはないんだけど、やはりそういう、それに、未来にやってくれと言われてたときにふるさと納税でやるからという人も結構いたのですね。だから、その駅名改称でなくても市長にお任せというのにもいろいろ入っていると思うので、それをぜひ、お願いします。

以上です。

石引委員長
ほかにありませんか。
糸賀委員。

糸賀委員

9ページのたつご産直市場使用料についてなんですけれども、当初見込んだ売り上げよりも好調だということで、担当された皆様のご努力かなと思ってよかったなと思っていますけれども、農業振興とか直売所の運営力の向上とかという点からしますと、その売り上げの中身が大事かと思うんです。売り上げ増になった主な理由と、それからその売り

上げの内容です。旬の野菜とか果物なんかは当然売れやすいんでしょうけれども、そのほかにどういう分析をされているか。売り上げ増の中身についてお伺いしたいと思います。

石引委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

まず、売り上げ状況につきましては、300万円以上を4月のオープン時から8月いっぱいまでクリアしております。この要因というのは、当初の見込みよりも農家さん1軒1軒を職員が回って交渉を続けて、出荷者をふやしてきたというのがまず要因であるとは思いますが。あとは、皆さん地場農産物をたくさんのお客さんが喜んでくれて、これがリピーターとなってお越しいただいて売り上げが伸びていることだと思います。

ちなみに、上位品目とか売れぐあいは季節ごとに違いますが、4月、5月はトマト、6月になりますとスイカ、トウモロコシ、8月には梨、ブドウ、季節ものの売り上げが好調です。あとは1点、5カ月を通じまして卵なんかは一定の売り上げを出しています。

以上です。

石引委員長

糸賀委員。

糸賀委員

主な要因が出荷者をふやすことができたというところなのかもわかりませんが、何回も言っていますが、この直売所自体の経営的には成立しないような直売所ですので、やはりいかに農業振興につなげるかというところが大事なところだと思うんです。だからこの辺が売り上げが上がって、それは確かにすごくよかったですけれども、そういう中身なんかよく分析されて、農業振興につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第18号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊53ページをお開きください。

議案第18号 平成30年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これは、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれを23億3,046万7,000円とするほか、継続費及び地方債の補正を行うものでござ

います。

56ページをお開きください。

56ページ、第2表、継続費の補正でございます。これは、事業費の総額に変更はございませんが、国庫補助金の社会資本総合整備交付金の内示に伴い、平成31年度より平成32年度（2020年度）の年割額を変更するものでございます。同じく地方債補正でございます。初めに公共下水道事業です。これは起債の額を1,380万円増額するものでございます。増額の理由は、社会資本整備総合交付金の減額内示とともに財源手当として起債を充てるものでございます。

次に、資本費平準化債でございます。これは起債の額を90万円増額するものでございます。増額理由は公債費の元金償還額の増額などにより資本費平準化債の発行可能額が増額となったものでございます。

続きまして、58、59ページをお願いいたします。

上から歳入でございます。歳入一番上でございます。下水道整備費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金です。佐貫排水ポンプ場改修工事の国庫補助金ですが、内示額が確定したことによる減額となります。

続きまして、一般会計繰入金です。公共下水道事業費等繰入金で、公債費の元金償還費の減額や資本費平準化債の増額などによりまして減額となります。

その下、公共下水道事業職員給与費繰入金でございます。昨年度の退職者1名の補填により、1名増分の給与及び人事異動による給与費の増額に係る財源として繰り入れるものでございます。

次に、市債についてでございます。

市債につきましては56ページの第3表で説明させていただいたとおりでございます。

次に歳出です。職員給与費（下水道管理）及び職員給与費（下水道建設）につきましては、職員給与費繰入金で説明したとおりで増額となります。

次に公債費でございます。公債費の補正につきましては、平成29年度の借り入れの確定によるものでございます。

その下の下水道事業債元金償還費は、償還方法の元金均等方式での借り入れによる増額となります。

その下、下水道事業債利子償還費は、縁故債の利率が0.3%台と低利で借り入れできたことにより減額となりました。

以上でございます。

公共下水道特別会計補正予算の説明は以上とさせていただきます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第19号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊67ページをお開きください。

議案第19号 平成30年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これは規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,587万9,000円とするものでございます。

71ページをお開きください。

歳入です。一般会計繰入金です。農業集落排水事業費等繰入金です。公債費の元金償還費の増額などにより、182万9,000円の増額となったものでございます。

次の農業集落排水事業職員給与費繰入金は、職員給与費の減額によるものでございます。

次に歳出でございます。歳出、職員給与費（農業集落排水管理）につきましては、人事異動による58万円の減額となります。

次、公債費でございます。公債費の補正は平成29年度の借入れの確定によるものでございます。農業集落排水事業債元金償還費は平成29年度の借入額が1,290万円と低額であったことから、償還期間を短縮したため1年当たりの償還額が増額となったことによる192万円の増額でございます。

続きまして、農業集落排水事業債利子償還費でございます。償還期間の短縮効果から縁故債の利率が0.2%台と低利で借入れできたことによる9万1,000円の減額でございます。

農業集落排水特別会計補正予算につきましては以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別がないようですので、採決いたします。

議案第19号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

それでは、議案書別冊の107ページをごらんください。

議案第23号 平成30年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の補正についてです。第1条としまして規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,829万円とするものです。

2としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を別表第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

108、109ページをごらんください。

歳出の工業団地整備費につきましては、人事異動による職員給与費に係る増減で、組織改編によりまして職員の配置により平成30年度の職員体制は想定より2名の減となったところです。これに伴い、職員2名分の人件費863万7,000円を減額し、今年度新たに採用いたしました一般職非常勤職員1名分の報酬及び共済費の192万7,000円を増額するもので、差し引き671万円を減額するものでございます。

一般職非常勤職員の1名分の人件費は当初予算に計上することができませんでしたので、工業団地整備費において1年分を計上し、一般会計人事課予算の分から特別会計企業立地

推進課予算に組み替えをするものでございます。したがって、歳入の一般会計繰入金も同額で減額となったものでございます。

以上でございます。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別になさいますので、採決いたします。

議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

石引委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第23号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について）、執行部から説明願います。

斉田市民生活部長。

斉田市民生活部長

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、処分第11号、龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書では34、35、36ページになります。

これにつきましては、市税条例の改正の経緯並びに改正条項についてご説明させていただきます。

この専決処分につきましては、本年6月6日に施行されました生産性向上特別措置法に基づきます市内中小企業等の設備と支援に伴う市税条例の一部改正でございます。

この制度は、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、生産性向上特別措置法の規定によりまして、市町村が主体的に作成しました導入促進基本計画に適合した一定の機械、装置等で平成33年（2021年）3月31日までの間に取得されたものに係る固定資産税の課税標準額の特例率を3年間ゼロと規定することで、ものづくりサービス補助金において認定を受けた事業所に対しまして優先選択や補助上限率が2分の1から3分の2というような形で優遇されるというものでございます。この制度には市内の3事業者が先端設備等の導入計画を申請しておりましたことから、市税条例の改正につきましては第3回定例市議会に調整させていただくことで準備を進めておりましたが、国においてもものづくりサービス補助金の2次公募を開始いたしまして、その2次公募では本年の8月末までに市税条例の改正がなされていることということが条件として示されました。

このようなことから、市内の企業が国の支援を優先的に採択されるよう、環境を整えることが企業支援になるというようなことから本年8月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、市税条例の改正条項についてご説明いたします。

参考資料の新旧対照表の8ページをごらんください。

龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例第1条では、付則第10条の2に第26項を追加し、当該設備等に対する固定資産税の課税標準額をゼロと規定してございます。

次に2条につきましては、他の法令との関係によりまして項ずれが生じることから所要の変更をいたしております。

なお、この改正条例につきましては公布の日から施行し、平成31年度分の固定資産税から適用するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

この中小企業等の対象者というのはどういうものかということと、市の導入促進基本計画に適合ということなんですけれども、その具体的な内容を簡単に説明してください。

石引委員長

永井企業立地推進課長。

永井企業立地推進課長

こちらの市の対象者ということでよろしいでしょうか、市内。こちらの国の制度になりますけれども、こちらの対象者、市内の中小企業者が対象になります。その対象となる基準、対象者ですけれども、1つ目、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、2つ目、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、3つ目、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人というような国の対象者ということで示されております。

続きまして、市の導入計画の中身でございます。市の導入計画の内容につきましては、市の導入基本計画、これは設備投資する中小企業の認定目標数と企業における労働生産性の目標、この2点について掲載しているものでございます。この計画ではそれぞれ設備投資導入企業の目標数です、これは3年間として6件、市内のこの設備投資の導入で国の支援です、これをとっていただく目標数としては3年間で6件。労働生産性の目標についてですが、これにつきましては年間平均3%以上向上するというものを掲げております。

以上でございます。

石引委員長

伊藤委員。

伊藤委員

詳しくは後でお聞きしたいと思うんですけれども、そうすると3年間で6件ということは、もう既に3件申請しているということでは、あと3件しか利用できないということなんでしょうか。

石引委員長

永井企業立地推進課長。

永井企業立地推進課長

こちらの国の1次公募、現在2次公募が9月中にて終わりになっておりますけれども、この時点で3件、8月末時点で3件の応募がありました。今の6件ですけれども、この計画を立てた時点が6月当初なんです、この時点で2件の申請がなされるだろうということで、単純な計算ではございますけれども、2件掛ける3年イコール6件ということにいた

しました。

石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

石引委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に陳情の審査に入ります。平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の隙間の早急な対策を求める陳情書の審査についてです。事務局に陳情を朗読させます。

【事務局朗読】

石引委員長

それでは、各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員

この本当に隙間の問題については、乗降客、大変困っていることだというふうに思います。それで、私もちょっと調べてみましたが、東急電鉄には既にこういうのを使って隙間を縮めているということもしていますし、ここの陳情の事項に、その施設のところに阪急電鉄でもやっているということなんです。それで、JR西日本は東海道線でもう既につけていて、その隙間を埋めるということをしているそうです。それで、私もちょっと佐貫駅の駅長さんに聞いてみたことがあるんですけども、電車の長さが違うので、ホームドアをつけるのはすごくやはり難しいそうなんです。それで、じゃ、何をしたらいいのかということでネットで私も調べたんですけども、そんなようなことがありました。それで、ちょっと期間がなかったのどこかで見に行けないかということで、私は五反田の東急電鉄の池上線ホームのところを見てきたんですけども、実際のもはこういう感じなんです。これがホームにはあって隙間を埋めるようになっているんですけども、これは結局人が乗っても大丈夫なような丈夫なものでつくっていて、ただ、電車がちょっと触れるということはないんですけども、そのときのために力を吸収できるようにこんなふうな形になっているんだそうです。これは北海道でも名前は違うんですけども、取り入れられていることなんです。だから、具体的にこういうことも既に使われていますので、私はぜひ、やってほしいなというふうに思っています。それで、やはり私も聞いたところでは、危なくて電車の中の人を支えてくれて難を逃れたという話も聞いていますし、もう大分前なんですけれども、やはりホームに落ちてすごいきがをなされた人もいますので、特に私たちも高齢者になっていますし、若いお母さんたち、子ども連れの人は大変だと思うので、ぜひ、これは採択してほしいなというふうに思います。

石引委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

私も今、伊藤さんのお話を聞いていた中でも感じたのは、やはりこういった安全対策に

ついて、ぜひ、早急にやってほしいなという思いもございます。ただ、この龍ヶ崎の市民からもこういった声がたくさん上がってきているんだよというような陳情趣旨だと思っておりますけれども、この中での例が阪急電鉄ですとか、先ほど伊藤議員からも東急電鉄でもこの隙間モールを使っているというようなお話があったと思うんですが、安全対策についてはしっかり、ぜひ、すぐやってほしいなという思いもあるんですけれども、今の現段階のお話の中でも上がっている中でもこの隙間モールですとかホームドアですとか、先ほどの写真ですとか、いろいろなものが安全対策で設置するものはいろいろあるかと思っておりますので、ここはぜひ、私からは今すぐ現段階でこの隙間モールなどを設置し、というところの採択というよりも、この対策の調査については早急にぜひとも前向きに行っていきたいという意味で、まずは継続でいいのかなというふうに私は思っております。

以上です。

石引委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

久米原委員

私も継続でいいのかなと思っております。いろいろな方から本当に幅が広くて危ないというのは数多く聞いているところで、私たちも毎年予算要望でもしっかり出させていただきながら要望しているところであります。佐貫駅で人がすぽっと落ちてしまうということは、やはり幅も相当あるのかなと思っておりますので、その佐貫駅に合った対策をしっかり考えていただいてやっていただきたいということで、もちろん早目にやっていただきたいことを含め、継続とさせていただきたいと思っております。

石引委員長

ほかにありませんか。

糸賀委員。

糸賀委員

この佐貫駅のホームの隙間については随分以前から話としては聞いていたことで、安全対策がされてこなかったことについては、できなかったというか理由があるんでしょうけれども、こういった新しい商品が開発されて安全対策が可能になったのであれば、早急に対応してもらえればいいと思っておりますし、特にこれから龍ヶ崎の人口自体は減っていくでしょうけれども、高齢者が多くなってきて、子育てされている若い方たちなんかについても子どもと一緒に安全に電車に乗れるような環境というのは間違いなく必要なことですから、この陳情には採択ということで賛成いたします。

石引委員長

鴻巣委員。

鴻巣委員

この趣旨は本当によくわかるし、当然だと思っておりますけれども、ただ、事項の一番下のところに楯状ゴムなどを設置しという、限られたことをいっていますから、これからいろいろな安全対策とかなんか別なものもあるかもしれないので、やはり私も少し調査できるように今回は継続でいいと思っております。

石引委員長

油原委員。

油原委員

陳情事項の具体的な話をご指摘されているようでありますけれども、安全対策という大きな観点で、こういう方法もあるんだらうというような提案ですから、当然安全対策を求めるのは当たり前の話でありますので、私は賛成であります。

石引委員長

それでは、お諮りいたします。

平成30年陳情第1号 佐貫駅のホームと電車の隙間の早急な対策を求める陳情書につきましては、継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

石引委員長

暫時休憩。

【休 憩】

石引委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

可否同数であります。よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が平成30年陳情第1号に対する継続審査の可否を裁決いたします。

委員長は平成30年陳情第1号について継続審査と裁決いたします。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。